

(その他)  
 (3) 災害時支援ボランティアの現況を調査するとともに、実効性を担保するよう適切に指導すべきもの

防災部は、震災等の大規模災害発生時において、東京消防庁が行う消防活動に、自ら進んで無償で支援する意思のある者として、あらかじめ登録した者（東京消防庁災害時支援ボランティア。以下「ボランティア」という。）の育成等に関し、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」（平成18年1月17日付17防防第729号防災部長依命通達）及び「東京消防庁災害時支援ボランティア事務処理要綱」（平成18年1月17日付17防防第730号防災部長通知）（以下「要綱」という。）を定めている。

ところで、要綱によれば、各署は、ボランティアに対し登録証を貸与することとし、その有効期限は発行日から5年が経過する日の属する年度の末日としている。また、各署は、ボランティアが、有効期限の満了までに活動の継続を申し出た場合、登録証を更新することとし、登録証の有効期限が満了し、ボランティアから活動の継続の申出がないときは、登録証を返納させることとしている。

そこで、各方面における登録証の更新及び返納の状況について抽出により調べたところ、平成30年度末までに登録証の有効期限が満了し、更新・返納の手続がされていないボランティアの数は、表5のとおりであり、多くの署で登録証の更新及び返納が適切になされていない状況が見受けられた。

また、平成29年4月から令和元年12月末までの約3年間におけるボランティアの講習や訓練を含めた活動実績について抽出により調べたところ、活動実績がなかった者が、表5のとおり、多数見受けられる状況であった。

これらの状況は、部が日指す、震災等の大規模災害発生時に備え、地域特性に応じた防災体制強化を図るためのボランティア制度の実効性の担保を阻害する要因となっており、適切でない。

部は、各署の現況について調査するとともに、実効性を担保するよう各署に対し、適切に指導されたい。

(東京消防庁)

(表5) 抽出による調査結果（監査日（令和2年2月5日）現在）

(単位：人)

方面	署名	登録者	有効期限が満了し、更新していない者とその割合		活動実績がない者とその割合
			人数	割合	
第1	日本橋	194	171 (88%)		170 (88%)
	麻布	44	30 (68%)		27 (61%)
第2	品川	219	48 (22%)		176 (80%)
	大井	97	78 (80%)		74 (76%)
第3	渋谷	353	336 (95%)		322 (91%)
	成城	158	133 (84%)		137 (87%)
第4	杉並	312	225 (72%)		275 (88%)
	牛込	115	92 (80%)		98 (85%)
第5	赤羽	196	117 (60%)		104 (53%)
	小石川	97	49 (51%)		56 (58%)
第6	足立	186	151 (81%)		153 (82%)
	千住	61	40 (66%)		32 (52%)
第7	本田	308	240 (78%)		258 (84%)
	江戸川	108	98 (91%)		87 (81%)
第8	国分寺	260	123 (47%)		122 (47%)
	狛江	111	86 (77%)		90 (81%)
第9	秋川	310	161 (52%)		201 (65%)
	奥多摩	90	79 (88%)		72 (80%)
第10	練馬	382	67 (18%)		53 (14%)
	光が丘	107	80 (75%)		80 (75%)
合計		3,708	2,404 (65%)		2,587 (70%)

(注) 各方面で登録者が最大の署（上段）と最少の署（下段）を抽出している。

1 指摘事項  
（局別重点監査事項）（支出）

（1）災害時応急手当用医薬品の調達を適切に行うべきもの

職員部は、交通局災害対策計画に基づき、各事業所に災害時応急手当用医薬品（以下「災害時医薬品」という。）を配備している。現在、各事業所に配備されている災害時医薬品のうち、有効期限の関係から3年ごとに更新する必要がある16品目については、表1の契約により調達しており、仕様書において、その有効期限は、平成30年1月以降に製造し、製造日から3年以上（消費期限/パッケージは1年6か月以上）のものとしている。

ところで、この災害時医薬品の保管状況について、栗嶋駅（三田線）、春日駅（三田線及び大江戸線）、日比谷駅（三田線）、三田駅（三田線及び浅草線）において見たところ、表2のとおり、納入された災害時医薬品の有効期限が仕様書の条件を満たさないものが見受けられた。

これは、部が、仕様書に定めた製造時期及び有効期限の確認を行わないまま、検査合格としていることによるものである。

部は、検査の際に、調達品の有効期限等の確認を徹底し、災害時医薬品の調達を適切に行われない。

なお、災害時医薬品の調達は、これまで納入期限を毎月6月から7月頃とするサイクルで行われており、次期調達（令和3年）の納入期限も同時期で行われると、表3のとおり、次期調達前に有効期限が到来するものも見受けられたことを付言する。

（交通局）

（表1）契約の概要

契約件名	契約締結日	納入期限	契約金額	契約相手方
災害時応急手当用医薬品	平成30.5.18	平成30.7.24	1,929,387	A

（単位：円）

（表2）有効期限が仕様書の条件を満たさないもの

品目	数量	納入品の有効期限	該当駅
皮膚洗浄綿	各駅2箱	令和2年10月	春日駅（三田線、大江戸線） 三田駅（三田線、浅草線） 栗嶋駅（三田線） 日比谷駅（三田線）

（表3）令和3年6月前に有効期限が到来する医薬品

品目	数量	納入品の有効期限	該当駅
滅菌ガーゼ	各駅5箱	令和3年4月	春日駅（三田線、大江戸線） 三田駅（三田線、浅草線）
消毒用エタノール	各駅1個	令和3年3月	三田駅（三田線、浅草線）
		令和3年5月	春日駅（三田線） 栗嶋駅（三田線） 日比谷駅（三田線）
消費鎮痛/パッケージ剤	各駅1袋	令和3年5月	春日駅（三田線） 栗嶋駅（三田線）

（収入）

（2）収入調定金額の確定及び帳票類の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの

電車部は、地下高速電車の旅客運送に関する乗車券類の発売及び払戻し等による調定金額の確定並びに帳票類の取扱いについて、「東京都地下高速電車旅客帳票取扱要綱」（平成6年10月14日付6交電車第535号。以下「要綱」という。）等により定められており、現金関係の事務手続は複数名により行うものとしている。

具体的には、要綱第5条において、収入金計算書等の現金関係帳票類（表4参照、以下「現金関係帳票類」という。）を作成したとき取扱者は、これに認印を押し、駅務区長（駅務助役を含む。）の検印を受けること、要綱第57条第2項において、駅務区長（駅務助役を含む。）は、現金関係帳票類と収入金とを確認し、又は乗車券類受払簿等、乗車券類の出納関係帳票類と乗車券類の取扱状況とを照合しなければならぬとしている。

ところで、駅務区長及び複数の駅務助役が配置されている栗嶋駅及び日比谷駅において、現金関係帳票類の取扱いについて確認したところ、両駅とも、収入金の締切作業は複数名で行っているものの、現金関係帳票類にある取扱者と照合者は同一の駅務助役となっており、駅務区長又は取扱者とは別の駅務助役の照合を受けていない状況が年間を通じて認められた。

このため、両駅を含む各駅を所管する電車部に、このことについて確認したところ、両駅のみならず駅務区長及び複数の駅務助役が配置されている大多数の駅においても、取扱者は、締切作業を行った者のうち上席に当たる駅務助役となっており、駅務区長又は取扱者とは別の駅務助役の照合を受けていない状況が年間を通じて認められた。

これは、駅が日々取り扱う収入金や乗車券類については、駅務区長（駅務助役を含む。）が、現金関係帳票類との確認や、乗車券類の出納関係帳票類との照合を行っていることが常態化していることによるものであり、要綱が求める職務分掌による牽制効果が全く発揮されていないことから、部は、要綱に基づいた取扱いとなるよう是正する必要がある。

部は、駅務区長及び複数の駅務助役が配置されている各駅に対して、収入調定金額の確定及び帳票類の取扱いについて、要綱に基づき適正に行うよう指導されたい。

（交通局）

(表4) 収入金計算書等の現金関係振戻票類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入金計算書兼預託票（月報を含む。）</li> <li>・営業成績日報（月報を含む。）</li> <li>・窓口乗車券類取扱記録簿</li> <li>・証券引換払戻日報</li> <li>・乗車券類交付請求広票等</li> <li>・乗車券類受払簿</li> <li>・乗車券類事故報告書</li> <li>・乗車券類返納申告兼内訳書</li> <li>・乗車券類融通報告書</li> <li>・欠札証明申請書</li> <li>・旅客賃及び乗車票類訂正通知書</li> <li>・領収書</li> <li>・補充兼乙片送付書</li> <li>・窓口引継簿</li> <li>・IC端末引継簿</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 下線の帳票は、異動駅及び日比谷駅の実査において確認した帳票である。

(支出)

(3) 貸具類の賃貸借契約を適正に行うとともに、単価契約の事務手続に係る指導を強化すべしとの局は、電車部、自動車部、車両電気部及び建設工務部が使用する貸具類の賃貸借及び乾燥・洗濯を行うため、表5のとおり、貸具類の賃貸借契約（単価契約）を行っている。当該契約では、契約締結に係る手続は電車部が、受託者に対する使用枚数等の指示、履行確認及び各部に係る支払については、各部が行っている。

ところで、自動車部における当該契約に係る指示及び履行確認について見たところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。

ア 指示

単価契約においては、発注数量が予定数量と異なる場合があることから、発注の際には、数量、期限等を記載した指示書（又は発注書）により指示することが必要であり、各指示が契約に相当する。

当該契約において、部は、特記仕様書により、部が所管する各事業所の予定履具配置数（長期賃貸借分）と、毎月1回のシート及び枕カバーの洗濯の予定数量を示しているが、この数に変動がある場合、部は、各事業所からの連絡を受け、その都度、指示書により受託者に変更後の数を指示する必要がある。

しかしながら、部は、いずれの場合においても受託者に対し、指示書による指示を行っていない。

イ 履行確認

部が所管する各事業所は、毎月、受託者から受領した完了報告書により貸具類の賃貸借及び洗濯したシート等の枚数について検査確認を行い、その結果を「履具類の賃貸借内訳書兼検査確認書」（以下「検査確認書」という。）に記載及び押印して部に送付している。部は、各事業所から送付された検査確認書により、受託者から受領した「履行完了届」に記載された数量等が適正か確認した上で、月ごとに支払手続を行っている。

ところで、品川自動車営業所において作成した検査確認書と完了報告書を照合したところ、次のような状況が認められた。

(ア) 所は、表6のとおり、完了報告書上の実際の賃貸借数量とは相違する検査確認書を作成し、確認印を押印して部に送付している。

(イ) 部は、表6のとおり、検査確認書と履行完了届の数量が相違しているにもかかわらず、履行完了届に確認印を押印して支払手続を行っている。また、5月分及び6月分については、検査確認書に記載している数量が正しかったにもかかわらず、履行完了届の数量で支払手続を行っている。この結果、表7のとおり、1,280円の不経済支出となっている。

これらの原因は、予定数量が変動した際に、受託者に対し、指示書による指示を行っていないため、所及び部いずれも、予定数量を変更したことを見落としたことによるものである。

令和元年度例監査において、局は、本件と同一の貸具類の賃貸借契約について、本件とは別の部における指示及び履行確認に関して指摘を受けている。また、局は、平成29年及び平成30年度例監査において、本件とは別の単価契約に関して指摘を受けており、単価契約に関する指摘が毎年繰り返されている状況となっている。

このことから、総務部は、監査指摘事項に留意した局の業務監察（内部監査）を、資源運用部は、各部署の契約担当者を対象に実務研修等を行っているが、両部は、本項指摘で示した実態を踏まえ、各部署の契約担当者に対する指導を更に強化・徹底する必要がある。

自動車部及び品川自動車営業所は、貸具類の賃貸借契約を適正に行われない。

総務部及び資源運用部は、各部署に対し、単価契約の事務手続に係る指導を更に強化・徹底させたい。

(交通局)

(表5) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
寝具類の賃貸借(単価契約)	平成31.4.1～令和元.6.30	19,082,460	B

(表6) 寝具類の貸借数の相違 (単位：枚)

月	種類	完了報告書 (実際の貸借数量)	検査確認書の数量	履行完了届の数量
		数量		
4月分	掛布団、敷布団	59		34
	毛布	63		38
	シーツ、枕カバー	59		34
5月分	掛布団、敷布団	34		34
	毛布	38		38
	シーツ、枕カバー	59		34
6月分	掛布団、敷布団	34		34
	毛布	38		38
	シーツ、枕カバー	59		34

(表7) 支払金額正誤表(税抜)

(単位：枚、円)

月	種類	単価 (A)	正		誤		差引			
			数量 (B)	金額 (C=A×B)	数量 (D)	金額 (E=A×D)	数量 (B-D)	金額 (C-E)		
5月分	掛布団	9.0	34	306	59	531	△	25	△	225
	敷布団	9.0	34	306	59	531	△	25	△	225
	毛布	7.6	38	288.8	63	478.8	△	25	△	190
6月分	掛布団	9.0	34	306	59	531	△	25	△	225
	敷布団	9.0	34	306	59	531	△	25	△	225
	毛布	7.6	38	288.8	63	478.8	△	25	△	190
	計			1,801.6		3,081.6				1,280

(支出)

(4) 自動車営業所管理委託の適正かつ効率的な業務遂行を確保すべきもの

自動車部は、都バスの自動車営業所(支所)の指定路線の運転業務、運行管理業務、整備業務及びこれらに付随する業務について、表8のとおり、基本契約及び実施契約を締結し、委託している。

これらの委託業務については、局の管理営業所が指導・監督を行うとともに、受託者が作成する業務日誌等に基づき、日々の履行確認・検査を行うことになっている。

ところで、受託者に業務を委託している営業所支所(以下「委託支所」という。)のうち、渋谷自動車営業所新宿支所及び品川自動車営業所港南支所における、委託業務の状況並びにその管理営業所である渋谷自動車営業所及び品川自動車営業所の履行確認について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 収入調定処理

部は、当該委託の実施に当たり、委託業務の適正化を図ることを目的に「委託契約に基づく委託支所の管理業務要領」(以下「要領」という。)を作成しており、平成30年4月には、委託業務のうち収入調定処理を、表9のとおり、委託支所で事務処理が完了するよう変更し、事務手続の効率化を図っている。

しかしながら、監査日(令和2年9月30日)現在、西委託支所は、収入調定関係の帳票類について、変更後の処理方法を認識しておらず、港南支所は毎日、新宿支所は週1回管理営業所に収入内訳書等を送付して管理営業所の確認を受けるなど、要領の変更による事務手続の効率化が図られていない。

イ 履行確認

要領における委託業務の履行確認は、管理営業所が、委託支所から毎日提出される業務日誌等により、日々行うとしている。

しかしながら、監査日現在、西委託支所において、業務日誌等は週1回の提出となっており、委託支所は要領どおりに業務を行っておらず、管理営業所は要領どおりの履行確認を行っていない。

ウ 帳票類処理一覧表

要領の「帳票類処理一覧表」において、各帳票の決裁者、報告順度、保管場所等が記載されており、一般廃棄物処理委託及び産業廃棄物処理委託の完了届は営業所長決裁となっている。しかしながら、品川自動車営業所港南支所では、これらの決裁が支所長となっているなど、帳票類処理一覧表のとおりになっていないものがある。

エ 雑費前渡金による貸与施設等の修繕

実施契約第4条第1項では、貸与施設等の修繕費・改良費は、委託者負担とされている。一方、要領では、「直営営業所において雑費前渡金から支出して処理するものは、委託支所においては委託経費で賄うため特段の処理を要しない。」とされている。このため、管理営業所が、雑費前渡金により貸与施設等の修繕を行う場合、その経費負担は受託者負担(委託経費で賄う)と解され、実施契約と矛盾する。

こうした適切でない事態が起きるのは、

- ① 要領の位置付けが、基本契約及び実施契約上明確になっていない
- ② 管理営業所及び委託支所に対し、変更後の要領が適切に周知されていない
- ③ 要領における各事務処理の定め及び「帳票類処理一覧表」が、実態に合っていない
- ④ 要領の内容が分かりにくいものとなっている

このことから、委託業務の適正かつ効率的な業務実施及び確認ができるよう、仕様書及び要領の精査・見直しを行う必要がある。

部は、仕様書及び要領の精査・見直しを行い、自動車営業所管理委託の適正かつ効率的な業務遂行を確保されたい。

（交通局）

（表8）契約の概要

（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	都バス自動車営業所に係る管理の受委託に関する基本契約（注1）	（青戸支所） 平成28.4.1から5年 （杉並支所、港南支所） 平成30.4.1から5年 （臨海支所、新宿支所） 平成31.4.1から5年間	-	C
2	小滝橋自動車営業所杉並支所、江戸川自動車営業所臨海支所、南千住自動車営業所青戸支所、品川自動車営業所港南支所及び渋谷自動車営業所新宿支所に係る管理の受委託に関する実施契約（注2）	平成31.4.1～令和2.3.31	3,930,258,492	

（注1）支所（杉並、臨海、青戸、港南、新宿）ごとに、5年間の契約を締結している。

（注2）5支所をまとめた契約を1年ごとに締結している。

（表9）収入確定処理の変更点

	改定前	改定後
① 委託支所は、収入日翌日、料金箱収入確定前に収入内訳書等を管理営業所に送り、委託支所から管理営業所への収入金内訳書等の送付は不要となった。	委託支所で事務処理が完了するよう要領を改定し、委託支所から管理営業所への収入金内訳書等の送付は不要となった。	
② 委託支所は、収入日の翌々日、料金箱収入等が確定した収入内訳書を管理営業所へ送付	委託支所は、収入日の翌々日、料金箱収入等が確定した収入内訳書を管理営業所へ送付	
④ 管理営業所は、確定した収入内訳書を承認し、委託支所に返送	管理営業所は、確定した収入内訳書を承認し、委託支所に返送	

（その他）  
（5）地下鉄駅構内の防災設備に係る維持管理を適切に行うべきもの

建設工務部は、都営浅草線ほか4路線における防火戸・防火シャッター等の防災設備等の定期点検を行うため、表10のとおり、契約を締結している。点検は年2回行われ、点検終了後には、設備ごとに表11の評価基準に基づいた評価が付けられた点検結果報告書が、受託者から当該契約の監督部署である工務事務所等に提出されている。

ところで、令和元年11月に実施された都営地下鉄駅構内における防災設備の点検結果を見たところ、表12のとおり、修繕等を要すると評価した箇所が369件あるにもかかわらず、監査日（令和2年9月29日）現在、353件が修繕されていない状況にあることが認められた。また、この中には、過去3回の点検（平成30年5月、同年11月及び令和元年5月に実施）においても修繕を要すると評価された箇所も複数あった。

所及び部（注）は、点検結果の報告書を基に修繕の準備を行っているが、修繕を要する防災設備への対応を速やかに行っていないことは適切でない。

不特定多数の者が利用する地下鉄駅構内の当該防災設備が正常に機能しない状態であることは、ひとたび火災等が発生すると重大事故につながるばかりか、局が掲げる「安全・安心を何よりも大切にす」という経営理念にも反するものであり、直ちに修繕することが必要である。

所及び部は、地下鉄駅構内の防災設備について、直ちに修繕を行うことはもとより、今後このような対応の遅滞が起らないよう、緊密に連携を図り、地下鉄駅構内を利用する者の信頼に添えるため、防災設備に係る維持管理を適切に行われたい。

（交通局）

（注）予定価格250万円未満は工務事務所、250万円以上は建設工務部が工事の契約を行う。

(表10) 契約の概要

委託件名	都営浅草線及び新宿線その他防火戸・防火シャッター等定期点検保守委託	都営三田線及び大江戸線その他防火戸・防火シャッター等定期点検保守委託
契約期間	平成31.4.1～令和2.3.13	
契約金額	10,408,200円	10,217,900円
委託場所	浅草線18駅、新宿線18駅、三田線三田駅、日暮里・舎人ライナー13駅及び舎人車両基地構内	三田線21駅、大江戸線37駅、浅草線大門駅、新宿線森下駅
担当部署	(1) 地下鉄各線 工務事務所 (2) 日暮里・舎人ライナー 志村保線管理所 舎人施設区	工務事務所
主な委託設備 (地下鉄駅構内)	(煙又は熱) 感知器、防火(煙)戸、防火(煙)シャッター、防災監視盤、運動制御盤、可動垂れ壁、耐火スクリーン	

(表11) 点検結果の評価

評価	状態	説明
A	不良	<ul style="list-style-type: none"> <li>正常に動作せず、安全及び駅利用に影響を及ぼす恐れのあるもの</li> <li>補修又は修繕等を緊急に要するもの</li> </ul> (例)：煙感知器が作動しない、防火戸が閉鎖しない等の動作・復旧不能、設備の欠損、機器等の落下の危険)
B	やや不良	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求される性能又は機能を確保できていないもの</li> <li>おおむね1年以内に補修又は修繕等を要するもの</li> </ul> (例)：バッテリー等の有効期限切れ、経年劣化による動作不良)
C	軽微な不良	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に美観上の問題等であり、すぐに対応を要さないもの</li> <li>経過観察等を要するもの</li> </ul> (例)：動作に影響のない錆・変形等の劣化)
O	異常なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検の結果、異常のないもの</li> </ul>
—	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検対象が存在しないもの</li> </ul>

(表12) 修繕等を要する箇所(令和元年11月実施分)

区分	浅草線	新宿線	三田線	大江戸線	合計
点検結果の評価(A～B)	74(30)	64(37)	105(27)	126(95)	369(189)
修繕なし(監査日現在)	71(30)	64(37)	95(27)	123(92)	353(186)
過去3回来対応	12(7)	17(10)	29(9)	48(42)	106(68)

(注1) ( )内は、評価「A」の数(内数)  
(注2) 点検結果の評価は、受託者からの報告を部及び所が再評価したもの

2 意見・要望事項

(局別重点監査事項)(その他)

(1) 災害時における都営地下鉄利用者への一時保護対策について

局は、東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号)に基づき、大規模地震等の災害発生時に地下鉄駅構内において、利用者を一時的に保護するために必要な災害対策用備蓄品(飲料水、防寒用ブランケット、簡易マット、簡易トイレ、携帯用トイレ及び簡易トイレ)合計5万人分を局が管理する都営地下鉄全101駅に配備している。

このことから、大規模災害発生時における、局の都営地下鉄利用者への一時保護対策が、迅速かつ有効に行えるか確認したところ、次の状況が認められた。

ア 一時保護対策に当たって重要となる駅設備の情報把握

表13のとおり、一時保護対策に関する業務は多岐にわたっており、複数の部署において分掌されている。各駅は、別項措置事項(5)の防災設備について、点検結果の報告は受け付けているものの、不良の程度がどの程度のものであるのか、修繕がいつ頃行われるかなどは把握していないなど、一時保護対策の実施に当たって重要となる駅設備に関する情報について、各駅が、適時適切に把握する態勢が十分にとられていない。

イ 停電時等の対応

都営地下鉄の各路線は、表14のとおり、複数の電源供給手段を整備しており、利用者の駅構内での一時待機を可能としている。一方、停電等により駅構内の安全確認ができないうなど、一時待機が困難となった場合は、非常用電源の稼働時間(2時間)内に利用者を地上に避難させるとしている。しかしながら、各駅務管区の「異常時対応マニュアル」には、停電などにより一時待機が不可となる条件やその場合の対応に関する記載がなく、明確になっていない。

ウ 災害対策用備蓄品の一時待機場所への搬出方法等検討

異鴨駅(三田線)、春日駅(三田線及び大江戸線)、日比谷駅(三田線)及び三田駅(三田線及び浅草線)を確認したところ、災害対策用備蓄品を一時待機者に配布するに当たって、表

15のとおり、駅の構造上、保管場所や搬出経路、動線等の影響により搬出が容易ではない状況が見受けられたものの、災害対策用備蓄品の配布手段・ルート等の具体的な想定・検討が十分になされてはいない。

エ・時保護対策に係る訓練等

局及び各駅は、表16のとおり、様々な訓練を実施している。

しかしながら、時保護対策に係る訓練については、平成29年に中野坂上駅で災害対策用備蓄品の配布訓練を行うなど、特定の駅で単発的に実施したことはあるものの、各駅で実施する「自衛消防訓練」や「異常時訓練」においては、時保護対策を内容としたものは行われていない。

また、実地監査を行った巣鴨駅及び日比谷駅では、連絡他社線の災害時の態勢を把握していない状況が認められた。

局は、様々な災害を想定し駅施設における災害対策を講じてきているが、お客様の安全・安心を確保する災害対策は、計画・実行・評価・改善を重ねながら、最適化に取り組むことが重要である。

上記アからエまでの状況を踏まえると、待機が困難となった場合の対応をマニュアルにより明確にすることはもとより、各駅の構造・設備や連絡他社線の災害時態勢など、各駅の実情に応じた実践的な訓練やコミュニケーションを行い、帰宅困難者の誘導や情報提供、災害対策用備蓄品の配布などが迅速かつ有効に行えるか検証することが必要である。

局は、災害時における都営地下鉄利用者の時保護対策について検証を重ね、検証の結果明らかになった課題に対応する取組を繰り返し行うことにより、災害発生時に即応できる態勢をより強固に整えることが望まれる。

(交通局)

(表13) 都営地下鉄利用者の時保護対策に係る組織の事務分掌

部	主な担当業務
総務部	「交通局危機管理対策計画」の策定 災害対策用備蓄品の配備
職員部	災害時応急手当用医薬品の配備
電車部	各駅務管区で使用する「異常時対応マニュアル」の策定 駅構内の帰宅困難者の避難誘導などの安全対策 災害対策用備蓄品の配布
車両電気部	停電対策 駅構内等の電気設備の保全（非常灯、誘導灯の点検・維持補修等）
建設工務部	駅構内等の施設の保全（防災設備の点検・維持補修等）

(表14) 停電対策

項目	状況
電源供給の複雑化	各路線には、複数の変電所が設置され、変電所は、東京電力の異なる系統から電気の供給を受けている。また、一部の変電所の停電時には、電気供給系統を切り替え、他の変電所から電気を補完できるようにしている。
停電時の対応	全体的に変電所が停電した場合、非常用発電機（約2時間稼働）により、電源を確保している。
駅の非常用電源	非常用発電機が停止した場合、駅ではバッテリーにより、非常照明設備が30分間、誘導灯が90分間点灯することとなっている。
駅の情報連絡手段	鉄道電話や列車無線などの情報連絡手段は、停電後もバッテリーにより5時間程度使用できる。

(表15) 災害対策用備蓄品の搬出が容易でない例

項目	状況
保管場所	待機機場所と、災害対策用備蓄品の保管倉庫が異なる階にあり、停電などでエレベーターが止まった場合は階段を使って災害対策用備蓄品を運搬することとなる。
搬出方法	台車等を使用して、倉庫から一時待機場所へ搬出するが、小型の台車が1台しかなく、その置き場所も定していない。
搬出経路、動線	待機機場所に保管倉庫の入口があり、待機場所と災害対策用備蓄品搬出の動線が重なっている。
体制	規模の大きな日比谷駅や巣鴨駅においても、夜間の駅員は7～8名程度であり、旅客の誘導など他の業務も担いながら、災害対策用備蓄品の配布を行うこととなる。

(表16) 異常時訓練の状況 (主なもの)

訓練の種類	実施主体	回数	内容等
異常時総合訓練	局	年1回	異常時を想定した、列車防護、旅客の避難誘導等
自然災害防止訓練	局	年1回	集中豪雨による浸水を想定した訓練
都営地下鉄・東京メトロ	局	年1回	毎年1駅を会場として実施
合同訓練	東京メトロ	年2回	消火訓練、避難訓練等
自衛消防訓練	各駅	年2回	消火訓練、避難訓練等
異常時訓練	各駅	年1回以上	災害発生時対応、旅客誘導等

(表17) 標準適用工事 (配水課関係)

契約名	水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事)	配水管小規模整備工事請負単価契約	
工事名	突発対応 (通称：A工事)	小規模工事 (通称：B工事)	整備工事 (通称：B工事)
適用	突発的に発生し、緊急対応を要する維持補修工事	小規模な水道施設の維持補修工事全般(左記以外、小規模な管工事を含む。)	事業運営上必要な小規模な工事等
工期	発注指示から即時に現場着手(すぐに受注者が施工体制を始める。)し、2週間から1か月程度で完了とする。	発注指示から直ちに着手(発注指示日又は翌日に受注者が現場に出向き、現地調査や指示内容の現場確認を行う。)し、2か月程度で完了とする。	発注指示から1.5か月程度までに現場着手し、1か月程度で完了とする。
			起工日から1～2か月程度までに現場着手。工期は、原則55日以内とする。

(注) 手引きでは、これにより難しい場合は、給水部と協議するとしている。

水道局

1 指図書事項

(局別重点監査事項) (支出)

(1) 水道緊急工事 (維持補修工事) の実施について

給水部は、配水管及び附属施設の突発的な事故対応や維持補修等、緊急対応が必要な工事を迅速に実施するために、「水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事) (契約期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。以下「緊急工事」という。))」を43者との間で締結している。

一方、局事業運営上速やかな対応が必要な工事を実施するため、「配水管小規模整備工事請負単価契約」(契約期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。以下「小規模工事」という。))を50者との間で締結している。

この「緊急工事」と「小規模工事」について、部は、「単価契約業務発注の手引き」(以下「手引き」という。))により、表1のとおり、緊急性の程度や工事期間等に応じて4区分に分けており、それぞれの工事の性質に応じた単価となっている。単価は原則として、表2の例のとおり、「緊急工事」の突発対応(表1中のA工事)が最も高く、以下、「緊急工事」のA工事、「小規模工事」のB工事、B工事の順となっている。



(表2) 新設工単価の例 (配管延長1m当たり) (単位:円)

契約名	水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)	配水管小規模整備工事請負単価契約	整備工事(通称: B 工事)
工事名	突発対応(通称: A 工事)	維持補修(通称: A 工事)	小規模工事(通称: B 工事)
単価	4,940.10	4,868.60	4,334.00
			4,128.30

(注) 新設工(土工事あり)のうち11径50mmのスチレン鋼管(直管)を新設する場合の昼間の単価

各支所は、この手引きに基づき、工事案件ごとに適用区分を判断し発注している。そこで、東部第一支所及び東部第二支所において、表3の緊急工事について確認したところ、次のア～エの通り、問題点が認められた。

(表3) 緊急工事の概要 (単位:円)

支所名	項番	工事内容	支出金額
東部第一支所	1	八蔵橋交差点改良工事に伴う配水小管移設工事	2,781,118
	2	私道廃止に伴う配水小管撤去工事	2,994,735
	3	茂森橋添架設撤去に伴う配水小管撤去工事	4,383,740
	4	制水弁室昇降設備設置調査	331,789
	5	制水弁室昇降設備設置工事	563,363
	6	系統変更作業に伴う保安設備	1,665,385
	7	電線共同溝設置工事に伴う不明管撤去工事	536,899
	8	私道内配水小管撤去工事	2,449,340
	9	漏水補修箇所配水小管取替工事	2,065,296
計			17,761,665

ア 「調査カード」に受付日等の記載や根拠書類の添付を適切に行うべきもの

手引きによると、苦情・通報・依頼等により、工事対象となる事象が発生した場合には、支所は、「調査カード・工事着手日指定書」(以下「調査カード」という。)に受付日や内容等を記載することとしている。

しかしながら、表4のとおり、次のような状況が認められた。

① 項番4～6以外は、受付日より道路片用許可申請日や道路工事調整会議対象除外承認日

(注) 等の日付が早く、このことは受付日より前に支所が工事に係る業務を開始している又は工事の必要性を認識していることとなる。

② 緊急に工事が必要となり、工事に係る業務を開始する上で、その理由となる経過記録や根拠書類が無い。

前記は、緊急工事契約について、即時対応を要する工事を施工するために締結する契約であるとしている。

このため、緊急工事においては、受付日から指示日、着手日及び完成予定日までの期間や工事を行う理由を、即時対応を要するかどうかについての判断要素とすべきものであることから、「調査カード」には、工事対象となる事象が発生した日付を受付日とし、あわせて、工事が必要となった理由を記載するとともに根拠書類の添付を行うことが重要となる。

支所は、緊急工事の必要性を明確にするため、「調査カード」に受付日等の記載や根拠書類の添付を適切に行われない。

(水道局)

(注) 「道路工事調整会議」とは、路面を頻繁に規制することによる交通の障害や無秩序な掘り返しを防ぐため、道路管理者と、上下水道、電気、ガス等の各企業が、工事場所、時期、方法、規模等の調整を行うものである。

「道路工事調整会議対象除外承認」とは、道路工事調整会議を控えているが、工事を行う必要が生じたため、道路管理者に承認を得るものである。

(表4) 「調査カード」の記載と、工事施工に係る業務を開始していた(工事の必要性を認識した)日

(令和元年度)

支所名	項番	工事内容	「調査カード」		工事施工に係る業務を開始していた日(又は、工事の必要性を認識した日)とその理由	道路工事調整会議対象除外承認日(道路片用許可申請書は平成31年4月4日付)
			受付日(上段)指示日(下段)	緊急に工事が必要となった理由の記載		
東部第一支所	1	八蔵橋交差点改良工事に伴う配水小管移設工事	5月13日 5月13日	無	・平成30年(月日不明)付、東京都第五建設事務所からの「道路片用物件の調整・移設及び現場立会等について(依頼)」(工期平成29年11月28日から平成30年6月11日まで) ・令和元年5月10日付八蔵橋企業者調整会議	平成31年3月15日

2	私道廃止に伴う配水小管撤去工事	6月19日 6月19日	無 (根拠書類に工期記載が無いため)	令和元年5月27日付、土地所有者からの「私道内配水小管の撤去について(依頼)」(工期の欄が空欄)	6月18日	道路占用許可申請書の申請日
3	茂森橋添架管撤去に伴う配水小管撤去工事	6月24日 6月24日	無	無	5月23日	道路工事調整会議対象外承認日 (道路占用許可申請書は令和元年5月31日付)
4	間水弁室昇降設備設置調査	7月29日 7月29日	無	無	7月29日	受付日
5	間水弁室昇降設備設置工事	7月29日 9月10日	無 (上記4に伴う工事のため)	無 (上記4に伴う工事のため)	8月9日	上記4の調査日 (調査結果が判明した日)
6	系統変更作業に伴う保安設備	8月20日 8月21日	無	無	8月20日	受付日
7	電線共同溝設置工事に伴う不明管撤去工事	5月22日 5月22日	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月(月)日不明)付、(公財)東京都道路整備保全公社からの「工事の施工について(通知)」(工事期間 平成30年5月1日から平成31年4月15日まで)</li> <li>平成30年9月7日付協議録(第1回)</li> <li>平成31年3月19日付協議録(第2回)</li> </ul>	平成31年3月19日～4月18日の間	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公財)東京都道路整備保全公社の受注業者である道路工事施工業者から提出された平成31年3月19日付協議録(第2回)により、支所は閉削工事を認める結果、不明管が判明</li> <li>道路工事調整会議対象外承認日は4月18日付</li> </ul>
8	私道内配水小管撤去工事	6月25日 6月25日	無	無	5月20日	道路占用許可申請書の申請日
9	漏水補修箇所配水小管取替工事	6月28日 6月28日	無	無	平成31年2月7日	2月7日に給水線が行った漏水点急修の際の時点で、木工事が必要であると認識していたため

東部第 支所

1 組織決定を行った上で、工事施工に係る業務を行うべきもの  
 手引きによると、支所は、「調査カード」により受注者、指示日、着手日、完成予定日、昼夜区分、工事内容等について決定を行った上で発注を行うこととしている。  
 そこで、表5のとおり、支所は、各工事案件について組織決定を行っているが、指示日より前に、道路占用許可又は道路工事調整会議対象外の申請を行い、承認を受けている。また、項番3以外は、指示日より前に、受注者に道路占用許可申請書に添付する図面等の作成も行わせている。  
 このことは、支所が、組織決定を行う前に発注等の工事施工に係る業務を行っていることとなり、適正でない。  
 支所は、組織決定を行った上で、工事施工に係る業務を行いたい。  
 (水道局)

(表5) 組織決定に係る書類の日付と支所や受注者が業務を開始していることが分かる日付

(令和元年度)

支所名	工事内容	組織決定に係る書類(「調査カード」)				道路工事調整会議対象外承認日又は、道路占用許可申請書の申請日
		受付日	指示日	着手日	完成予定日	
東部第 支所	1 八蔵橋交差点改良工事に伴う配水小管移設工事	5月13日	5月13日	5月13日	7月31日	3月15日 道路工事調整会議対象外承認日
	2 私道廃止に伴う配水小管撤去工事	6月19日	6月19日	6月19日	7月31日	6月18日 道路工事調整会議対象外承認日
	3 茂森橋添架管撤去工事に伴う配水小管撤去工事	6月24日	6月24日	6月28日	8月27日	5月23日 道路工事調整会議対象外承認日
東部第 支所	7 電線共同溝設置工事に伴う不明管撤去工事	5月22日	5月22日	5月22日	7月19日	4月18日 道路工事調整会議対象外承認日
	8 私道内配水小管撤去工事	6月25日	6月25日	7月1日	9月2日	4月19日 道路工事調整会議対象外承認日
	9 漏水補修箇所配水小管取替工事	6月28日	6月28日	6月28日	8月9日	5月20日 道路工事調整会議対象外承認日

(注) 項番3以外は、受注者が道路占用許可申請書に添付する図面等を作成している。

ウ 緊急性を適切に判断した上で緊急工事を実施すべきもの  
支所は、表3の工事について、「緊急工事」の維持補修（A「工事」）を適用し、受注者に対し工事の発注を行っている。

そこで、A「工事」を適用した理由について確認したところ、表6のとおりであった。しかしながら、

① 前述の指摘事項ア及びイのとおり、誤った受付日が記録されていること、経過記録や根拠資料が無いこと、組織決定日より前に工事施工に係る業務を行っていることから、「調査カード」に記載されている受付日、指示日、着手日及び完成予定日は、「緊急工事」に定められた工期を判断できるものとは認められない。

② 手引きによると、表1に基づき、緊急性の程度等に応じて適用する工事を判断し発注するよう定められており、これにより難い場合は、部に協議を行わなければならないとしているが、支所は、これを行っていない。

③ 支所は、「緊急工事」とした理由について表6のとおりとしているが、いずれの工事内容も必ずしも「緊急工事」で行わなければならないものではなく、依頼者との調整の時期や内容によっては「小規模工事」で行えるものである。

したがって、上記①から③の理由により、支所は表6のとおり「緊急工事」の適用について適切に判断したとは言えず、緊急性を客観的に担保するためには必ず根拠資料を備えておく必要がある。「緊急工事」としての合理的な理由が認められない。  
このため、表3の工事を「小規模工事（B「工事」）」により行った場合の工事を試算すると、表7のとおり、2,99万9,298円の不経済支出となる。  
支所は、緊急性を適切に判断した上で緊急工事を実施したい。

(水道局)

(表6) 支所が「緊急工事」とした理由

支所名	項目	工事内容	支所が「緊急工事」とした理由	合理的理由が認められないとする理由
東部管 支所	1	八蔵橋交差点改良工事に伴う配水小管移設工事	建設局で行っている八蔵橋交差点改良工事の交通標識設置に伴い、配水小管を移設する必要があるため	i. 経過記録無し ii. 支所は、令和元年5月10日付八蔵橋企業者調整会議で施工日、施工箇所が決定したとしているが、施工日等が会議で決定したことが分かる証拠書類が無い。また、支所は4月4日付道路路占用許可申請の際に施工位置図を添付しており、その時点ですでに施工箇所を認識しているが、支所が発注を行った日が不明

2	私道廃止に伴う配水小管撤去工事	土地所有者からの依頼により、私道における配水小管の撤去工事を行う必要が生じたため	i. 経過記録無し ii. 土地所有者からの依頼文は、工事期間の欄が空欄になっており、指示日（6月19日）に緊急性を判断した合理的理由が見当たらない。
3	茂森橋添架管撤去に伴う配水小管撤去工事	添架管の撤去により配管内の水が滞留したことが原因で残留塩素濃度が低くなる事象が発生した。これを解消するために、配水小管の撤去工事を行う必要が生じたため	i. 経過記録無し ii. 添付書類無し
4	制水弁室昇降設備設置調査	昇降設備設置の要望を配水調整担当職員から受けたことにより、設置可能かどうかの調査を行う必要が生じたため	i. 上記4のi～ivに加えて、4の設置調査結果日が8月9日であり、その時点で支所は工事の必要性を認識しており、指示日（9月10日）に緊急性を判断した合理的理由が見当たらない。 ii. 支所は、8月9日から設置工事の必要性を認識しているにもかかわらず、完了予定日を10月31日としており、手引きの工所要件である「2か月程度で完成とする」を超えている。
5	制水弁室昇降設備設置工事	4の調査の結果により、昇降設備の設置を行ったため	i. 「調査カード」が手引きの工所要件を満たしていない。 (指示日8月21日・着手日9月12日)
6	系統変更作業に伴う保安設備	下水道局のシールド工事に伴い配水系統の変更を行わなければならないとなり、局職員による制水弁の閉閉作業を行う際の保安設備が必要となったため	i. 経過記録無し ii. 添付書類無し
7	電線共同溝設置工事に伴う不明管撤去工事	(公財)東京都道路整備保全公社で行っている電線共同溝設置工事中に不明管が見つかり、工程に合わせて撤去工事を行う必要が生じたため	i. 経過記録無し ii. (公財)東京都道路整備保全公社の受注業者である道路工事施工業者から提出された平成31年3月19日付協議録（第2回）により、支所は開削工事を行うことを認識。その工事の立会いの結果、不明管が判明したとしており、立会記録や立会結果の書面がなく、不明管があることを認識した日が不明であり、指示日（5月22日）に緊急性を判断した合理的理由が見当たらない。

8	私道内配水小管撤去工事	保戸風塵埃に伴って土地所有者からの依頼により、私道における配水小管の撤去工事を行う必要が生じたため	i. 経過記録無し ii. 添付書類無し
9	漏水補修箇所の配水小管取替工事	下水道工事中に地中漏水が発見され漏水応急修繕を行ったが、本工事として配水小管取替工事を行う必要があったため	i. 経過記録無し ii. 2月7日に漏水応急修繕を行ったおり、その時点で支所は本工事の必要性を認識しており、指示日(6月28日)に緊急性を判断した合理的理由が見当たらない。

(表7) 緊急工事に係る不経済支出額(監査事務局試算)

(単位:円)

支所名	項目	工事内容	緊急工事 (既支出額) (A)	小規模工事 (試算) (B)	差引(A-B)
東部第一支所	1	八蔵橋交差点改良工事に伴う配水小管移設工事	2,781,118	2,330,935	450,183
	2	私道庭内に伴う配水小管撤去工事	2,994,735	2,487,807	526,928
	3	茂森橋添架管撤去に伴う配水小管撤去工事	4,353,740	3,585,112	768,628
	4	制水弁室昇降設備設置調査	351,789	294,049	57,740
	5	制水弁室昇降設備設置工事	563,383	468,297	95,086
	6	系統変更作業に伴う保安設備撤去工事	1,665,385	1,392,666	272,719
	7	電線共同溝設置工事に伴う不明管撤去工事	536,899	443,821	93,078
	8	私道内配水小管撤去工事	2,449,340	2,020,604	428,736
	9	漏水補修箇所の配水小管取替工事	2,065,296	1,759,076	306,220
計			17,761,665	14,762,367	2,999,298

エ 緊急工事に係る事務手続を適正に行うよう指導すべきもの

部は、この契約について、水道施設の損傷事故等により道路陥没や家屋の浸水等の二次災害を引き起こす可能性を防ぐため、即時対応を要する工事を施工できる対応力やノウハウを持つ受注者と契約を結ぶとしている。

しかしながら、前述の指摘事項ア、イ、ウのとおり、東部第一支所及び東部第二支所の「緊急工事」において、次のような条件が複数認められた。

- ① 「調査カード」の記載が不十分で、根拠資料が添付されていないことから、工事の緊急性が判断できない。
- ② 支所が組織決定による発注を行う前に、支所や受注者が当該工事に係る業務を行っている。
- ③ 緊急性の程度等に応じて適用する工事を判断するに当たり、手引きにより難い場合は、部に協議を行わなければならないとしているが、支所は、これを行っていない。

これらのことから、両支所においては、「緊急工事」により工事を行っていることが適切か、書類により確認できない状況となっている。

部は、支所に対して、緊急工事に係る事務手続を適正に行うよう指導されたい。

(水道局)

(局別重点監査事項)(支出)

- (2) フェンス取替工事に係る緊急性を適切に判断するとともに、事務手続を適正に行うべきもの  
給水部は、「水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)」(以下「緊急工事」という。)及び「配水管小規模整備工事請負単価契約」(以下「小規模工事」という。)を締結している。

既述の指摘事項(1)のとおり、部はこれらの契約を4区分に分けており、それぞれ契約単価が異なっていることから、各支所は、部が定める手引きに基づき、工事案件ごとに適用区分を判断し発注している。

ところで、中央支所は、「緊急工事」の維持補修(A工)を適用し、中央区立築地川公園内に占用許可を受け、水道管の設備である空気弁を設置し公園利用者が立ち入らないよう金網フェンスの取替工事を行っている。この工事について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 同公園は、中央区が、公園のリニューアルのため外柵等の改修工事を行ったところであり、区は中央支所に対し、平成30年11月20日付けの依頼文で、空気弁を囲むフェンスについても、景観上の配慮から公園の外柵と同様の仕様に取替えるよう要望していた。また平成31年2月28日に、取替時期は本改修工事後の平成31年3月中旬以降であれば可能との連絡があった。

そこで支所は、要望を受け取り替えることにしたが、平成31年3月中旬以降にフェンスの取替を施工業者Aに発注しても年度内に終了できないと判断し、結果として新年度の「緊急工事」により平成31年4月1日に取替工事を発注したものである。

しかしながら、取替工事が可能となった時点から約2週間が経過し、速やかに工事を発注しなかったことは事実であり、即時対応を求める緊急工事で実施したことに合理的な理由は認められない。

このため、この工事は、「緊急工事」ではなく「小規模工事」を適用すべきものであり、「小規模工事(B工)」により行った場合の工事費を試算すると、表8のとおり、22万3,085円が不経済支出となっている。

イ 支所に対し新規フェンスの製作時期を確認したところ、平成31年3月25日付けで施工業者A宛てにフェンスが納品されていることが認められた。

これは、支所が平成31年4月1日の発注の前に、組織決定を経ることなく、平成31年3月6日に、施工業者Aに対しフェンスを調達するよう指示したことによるものである。

支所は、フェンス取替工事に係る緊急性を適切に判断するとともに、事務手続を適正に行われたい。

(水道局)

(表8) 緊急工事に係る不経済支出額 (監査事務局試算) (単位：円)

緊急工事 (既支出額) (A)	小規模工事 (試算) (B)	差引 (A-B)
1,310,053	1,086,968	223,085

(局別重点監査事項) (支出)

(3) 工事の完成予定日を超過する場合には、受付処理経過簿に理由を記録すべきもの

給水部は、「水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事)」を締結し、工事案件の受付、調査、発注、検査、支払等について、手引きを定めている。

手引きによると、支所は、「調査カード・工事着手日指定書」により工期 (着手日及び完成予定日) の決定を行い、地元住民や道路管理者・他企業との調整等により完成予定日を超過する場合には「受付処理経過簿」にその理由を記録することとしている。

これは、この契約が、①緊急で工事を行う必要があること、②2週間～2か月程度の短期間で工事を完成させる必要があることから、完成予定日を超過した理由を明確にしっておかなければならないためとされている。

しかしながら、表9のとおり、東部第一支所においては4件、東部第二支所においては3件について、完成予定日を超過した理由を記録しておらず、適正でない。

支所は、完成予定日を超過する場合には受付処理経過簿に理由を記録されたい。支所は、手引きに定められた事務手続を行うよう、支所を指導されたい。

(水道局)

(表9) 完成予定日を超過した理由の記録がない工事案件

支所名	項番	着手日	当初完成予定日	変更後完成予定日	工事内容
東部第一支所	1	令和元年5月27日	令和元年7月19日	令和元年7月28日	消火栓鉄蓋取替
	2	令和元年11月5日	令和元年12月27日	令和2年1月10日	消火栓鉄蓋取替
	3	令和元年11月14日	令和元年12月27日	令和2年1月14日	配水小管制水弁キョウ取替
東部第二支所	4	令和元年11月18日	令和元年12月27日	令和2年1月17日	消火栓鉄蓋取替
	1	令和元年6月10日	令和元年7月31日	令和元年8月9日	配水小管制水弁キョウ取替
	2	令和元年8月1日	令和元年10月31日	令和元年11月29日	制水弁締切不良による取替
	3	令和元年10月30日	令和元年12月27日	令和2年1月31日	配水小管修設工事

(局別重点監査事項) (支出)

(4) 水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事) における完了検査を適正に行うべきもの

給水部は、「水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事)」を締結し、各支所はこの契約に基づき、工事の発注、完了検査及び工事代金の支出を行っている。

北部支所において、指示番号101300の工事の施工状況を確認したところ、舗装取り壊しの数量及び表層工の数量を誤って計上していた。

このため、表10のとおり、請求金額が7万2,901円過大となっているにもかかわらず、支所は、検査完了として工事代金の支出を行っており、適正でない。

支所は、完了検査を適正に行われたい。

(水道局)

(表10) 指示番号101300の過大請求額

(単位: m<sup>3</sup>, m<sup>2</sup>, 円)

工種内容	種別名称	単価(A)	正		誤		差額(C-E)
			数量(B)	請求額(C=A×B)	数量(D)	請求額(E=A×D)	
舗装廃材等処分工	練馬区・北区・板橋区	24,634.80	0.89	21,924.9720	1.19	29,315.4120	△7,390.4400
舗装こわし工	特殊舗装こわしアスコン15cmを超え30cm以下	20,851.56	2.63	54,839.6028	3.63	75,691.1628	△20,851.5600
車道表層工(標準外)		44,659.08	1.70	75,920.4360	2.70	120,579.5160	△44,659.0800
合計							△72,901

(局別重点監査事項) (支出)

(5) 水質検査を行ったことが確認できる書類を求めた上で、完了検査を行うべきもの

給水部は、「水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)」を締結し、各支所はこの契約に基づき、工事の発注、完了検査及び工事代金の支出を行っている。

この契約の仕様によると、受注者が貯水水槽の清掃を行う場合には、清掃の前後に簡易水質検査(残留塩素濃度、色、濁り、臭い、味)を実施し、水質基準に適合することを確認した後、給水を行うこととしている。

また、清掃後、受注者は、作業内容が確認できる写真及び簡易水質検査結果等を記載した貯水水槽清掃報告書を速やかに監督員へ提出することとなっている。

そこで、東部第一支所において、表11の工事について確認したところ、写真及び貯水水槽清掃報告書の提出がなく検査完了としており、適正でない。

この工事の発注は、支所が、B中学校の蛇口から濁水が流れているとの通報を受け、B中学校の付近で行っていた他工事の通水作業により濁水が生じた可能性が高いと判断し、突発対応として緊急工事を行ったものである。そのため、水質に異常がないことを担保するため、写真及び貯水水槽清掃報告書の提出を受注者に求めた上で、完了検査を行わなければならない。

支所は、受注者に対し、水質検査を行ったことが確認できる書類の提出を求めた上で、完了検査を行われない。

(水道局)

(表11) 貯水水槽清掃作業の工事案件

受付日	指示日	着手日	完成予定日	請負金額	受注者
7月17日	7月17日	7月17日	8月19日	222,460円	C

(局別重点監査事項) (支出)

(6) 水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)の発注について

給水部は、事故や災害等により都内全域で突発的に発生する水道管の事故対応を行うことなどを目的として、表12のとおり、「水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)」を締結している。この工事は、迅速かつ的確に対応しなければ、漏水事故による道路陥没や浸水等の二次災害を引き起こす可能性があるため、部は、一定の条件を満たす複数の事業者と本契約を締結している。契約に当たっては、参加資格を明示した上で見積競争を行い、最低の見積価格を決定価格としている。この決定価格を提示した事業者と、見積合わせに参加した事業者のうち決定価格に減価することに同意した65事業者とを合わせた66者と契約締結している。このため、個々の工事の発注に当たっては、公平かつ公正に受注者を選定する必要があることから、部は、手引きにより、次のとおり、各支所に対して受注者の選定方法を定めている。

- ① 主たる履行区域として支所ごとに配置された受注者を発注対象とする。
- ② 「発注順位通知書」を作成して各受注者に通知し、その順番で発注することを原則とする。
- ③ 月ごとに「発注状況整理簿」を作成し、各受注者の累計発注件数等を記載する。

この契約の発注について見たところ、次のア及びイのとおり、問題点が認められた。

(表12) 契約の概要

契約件名	水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)
契約期間	平成31.4.1~令和2.3.31
工事の内容	1 漏水修理 次に掲げる突発的に発生する漏水修理工事等 ア 漏水を修理する工事 イ 漏水に伴う材質改善工事 ウ その他当局が必要と認める工事 2 小規模整備 ア 漏水を伴わない材質改善工事 イ 漏水修理後の復旧や材質改善工事 ウ 給水管耐震強化工事 エ その他当局が必要と認める工事

ア 給水管耐震強化工事に係る発注方法について支所に対し指導すべきもの  
この契約のうち、「給水管耐震強化工事（表12の2-ウ）」は、避難所に指定された小中学校の給水管の耐震強化や応急給水栓の設置を行う工事である。

東部第一支所及び東部第二支所において、給水管耐震強化工事の発注状況は整理簿を見たところ、監査日（令和2年1月14日及び同月22日）現在、表13のとおり、受注者ごとの累計発注件数が均等になっておらず、ばらつきがある状況が認められた。

これは、両所が、発注順位通知書を作成しているものの、その順番どおりに発注を行っていないことによるものである。

これについて、両所は、対象となる小中学校との協議、調整を行った上で工事の実施時期が決まることから、年度当初に、発注順位通知書とは別に、受注件数が均等となるよう学校ごとに受注者を選定し、工期が決まり次第各工事の発注を行っているためとしているが、手引きと異なるこのような発注方法が複数の支所で行われていることは適切でない。

部は、各支所に対し、給水管耐震強化工事に係る発注方法について、発注順位通知書により適切に行うよう指導された。

（水道局）

（表13） 監査時に確認した発注状況

（単位：件）

東部第一支所		東部第二支所	
受注者	累計発注件数	受注者	累計発注件数
D	11	N	0
E	5	O	1
F	22	P	2
G	4	Q	10
H	6	R	2
I	5	S	9
J	3	T	7
K	7	U	6
L	5	V	6
M	7	W	3
—	—	X	1
—	—	Y	1

（注）東部第一支所は令和2年1月分、東部第二支所は令和元年12月分の発注状況整理簿より作成

イ 突発的な小規模工事に係る発注方法と発注整理簿作成について支所に対し指導すべきもの  
北部支所でこの契約の発注業務を見たところ、実務上は、全ての工事を一律の発注順位に従って発注し同一の発注整理簿にて管理しているわけではなく、表14のとおり、対象工事の発生の仕方や緊急性の度合いによる工事の種別ごとに発注とその管理方法が異なっている。

このうち、表14の（2）オは、（1）の緊急工事と同様に、事業の発生は住民等の通報により判断するものであるが、工事承諾がその場で得られないなどの理由により即日工事できないもの（以下「突発小規模工事」という。）である。この種別の工事については、発注順位通知書及び発注整理簿が作成されていないことから、どのように発注業者を決め、実際にどのように発注したか確認することができず、適切でない。

これは、部が、支所に対し、突発小規模工事について公平・公正を確保するための、発注とその管理に係る具体的な方法を手引きに明記していないことによるものである。

部は、支所に対して、突発小規模工事についての発注と、発注状況を確保できる整理簿の作成について、方法を示し指導された。

（水道局）

(表14) 水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)の対象工事

種類	内容	発注の契機	発注管理
(1) 緊急工事 (緊急対応であることから割増単価となっている)	突発的に発生する漏水案件に緊急対応する工事	下記ア、イ、ウのとおりに発生する	下記ア、イ、ウのとおりに発生する
ア	漏水の修理	発生による	一定の順番で決まっている毎日の待機業者(対価を支払い待機を確保している。)に発注
イ	漏水に伴う給水管の材質改善	発生による	計画的な漏水調査の区域を割り当てた業者に発注
ウ	計画的な漏水調査により発見した漏水修理	発生による	下記エ、オ、カ、キのとおりに発生する
(2) 小規模工事	(1)の緊急工事に関連する後日工事、突発的に発生するが緊急工事ができない工事、計画的な小規模の工事	下記エ、オ、カ、キのとおりに発生する	下記エ、オ、カ、キのとおりに発生する
エ	(1)の漏水修理後の路面復旧・材質改善工事	(1)の後続工事として発生する	(1)の工事受注者に発注
オ	突発的に発生するが緊急工事ができない漏水修理工事 (文中「突発小規模工事」)	発生による	発注ルールが手引きに明記されていない(北部支所では待機業者でない業者に発注)
カ	計画的な漏水調査により発見した、緊急工事ができない漏水修理や漏水を伴わない給水管の材質改善	発生による	計画的な漏水調査の区域を割り当てた業者に発注
キ	避難所等の給水管耐震強化工事	計画による	発注順位が決まっております発注整理簿が整備されている

(注) (1) (2) いずれの種類の工事についても、このほか「その他水道局が必要と認める工事」が対象となる。

(局別重点監査事項) (支出)

(7) 水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)における完了検査を適正に行うべきもの  
給水部は、「水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)」を締結し、各支所はこの契約に基づき、工事の発注、完了検査及び工事代金の支出を行っている。  
東部第二支所において、指示番号26-2の工事の施工状況を確認したところ、昼間施工の単価により請求された工種が、実際には夜間に施工されていたことが認められた。夜間施工の単価は割増となるため、表15のとおり、請求金額が10万6,771円過小となっているにもかかわらず、支所は、検査完了として工事代金の支出を行っており、適正でない。  
支所は、完了検査を適正に行われたい。

(水道局)

(表15) 過小請求額(税込)

(単位:円)

月分	指示番号	正 誤		差額
		請負費(A)	請負費(B)	
10月第1回	26-2	668,186	561,415	106,771

(局別重点監査事項) (支出)

(8) 契約変更に伴う事務手続を適正に行うべきもの

表16の契約は、通年で随時発生する案件に対応するため、複数の工種の単価から成る単価契約となっている。

この契約では、施工後受注者が、工種、数量、適用単価、適用単価と数量から計算された工事代金を記載した工事施工確認書を局に提出し、局が検査を実施して、工事施工確認書の書式中に設けられた検収欄に検査日・検査印を記入・押印することで検査合格とし、工事代金の支払を行っている。

ところで、これらの契約では単価の金額改定を行う契約変更(注1)が行われており、契約期間の始期に適及適用される内容であることから、契約変更前の案件は、契約変更前に請求があった場合は旧単価で支払った上で差額を支払い、契約変更後に請求があった場合は新単価で支払うとしている。

立川給水管理事務所、多摩給水管理事務所及び給水部において工事施工確認額を見たところ、表17のとおり、契約変更前にもかかわらず、契約変更後の単価(金額)が記載され、検査及び支払いが行われている事例が見受けられた。工事施工確認額に記載された検査日は契約変更前の日付となっており、所定の期間内(注2)に検査が行われたのか確認できない不適正な書面となっている。

施工管理及び検査を実施した立川給水管理事務所、多摩給水管理事務所及び給水部は、工事施工確認額提出に係る適正な検査書類の作成など、契約変更に伴う事務手続を適正に行われたい。  
また、表16項番1の契約締結部署である多摩水道改革推進本部は、所管の給水管理事務所において契約変更に伴う事務手続が適正に行われるよう指導されたい。

(水道局)

(注1) 国が、平成30年度に実施した公共事業労務費調査に基づいて平成31年3月から適用する労務単価を公表し、都道府県に対して新労務単価の適用を要請したことに伴い、都水道局においても旧労務単価を適用して予定価格を積算した契約について、契約単価の改定を行ったもの

(注2) 検査に必要な書類を受理してから14日以内(東京都水道局工事関係検査基準)



(表16) 契約の概要

項番	件名	契約期間	契約変更日
1	多摩水道緊急工事請負単価契約	平成31.4.1 ～令和2.3.31	令和元年5月24日
2	工業用水道メータ引換工事等請負単価契約		令和元年5月16日

(表17) 契約変更後の単価が記載された契約変更前の工事施行確認額（検査済）の事例

契約	施工案件	施行確認額提出日	掲載単価	検査部署	検査日
表16 項番1	4月3日 指示案件	令和元年5月7日	契約変更後の金額による単価	立川給水管理 事務所	令和元年5月10日
	4月2日 指示案件	令和元年5月7日		多摩給水管理 事務所	令和元年5月20日
表16 項番2	4月施工分	平成31年4月26日		給水部	令和元年5月9日

## 2 意見・要望事項

(財産)

(1) リース契約の事務処理について

地方公営企業のリース取引については、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第20号）により、平成26年度から、リース取引の契約内容に応じて、売買取引や賃貸借取引に準じた会計処理を行うリース会計が導入された。

水道局では、多数のリース契約を締結している。上記リース会計の導入により、リース取引は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）に定めるフレイチナンス・リース取引（規則第1条第13号、第14号）とオペレーティング・リース取引（規則第1条第15号）（注）に分類され、フレイチナンス・リース取引とは、表18にあるノン・キャピテララクト、フルベイヤクタの2要件を満たすものをいう。また、フレイチナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引では、表19のとおり、それぞれ、会計処理が異なっている。

（注）オペレーティング・リース取引とは、フレイチナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

(表18) ノン・キャピテララクト、フルベイヤクタの定義

区分	定義
ノン・キャピテララクト	リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずる（契約解除をした場合に相応の違約金を支払うこと等により実質的に契約解除ができない。）リース取引
フルベイヤクタ	リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるもの

(表19) フレイチナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の会計処理

区分	会計処理
フレイチナンス・リース取引	原則として、貸借対照表上に固定資産としてリース資産、リース負債を計上し、減価償却等を通じて費用処理する。
オペレーティング・リース取引	支払額を費用計上するのみで、貸借対照表上にリース資産、リース負債の計上は行わない。

ところで、局は、フレイチナンス・リース取引であるかオペレーティング・リース取引であるかの判断をするため契約相手であるリース会社に書面で調査を行い、その結果に従い会計処理を行っている。その結果、多くのリース契約をフレイチナンス・リース取引として会計処理をしているが、リース会社に対する調査結果（ノン・キャピテララクト要件を満たしていない）に従い、表20のリース契約をオペレーティング・リース取引として会計処理している。

局のリース契約は、いずれの契約も、局が作成した契約書のひな型によるものであり、契約書には、①協議解除に伴いリース会社に生じた損害を局が賠償する（第25条）、②予算の減額または削減により契約解除ができる（第30条）ことが定められている。

しかしながら、②については、水道事業会計が財政破綻する等の特殊な事情がない限り、通常、想定することができず、実質的に契約解除ができないことから、ノン・キャピテララクトの要件を満たしている。

また、局のリース契約は、いずれの契約も同一の内容であるにもかかわらず、異なる会計処理が行われると、会計処理の統一性が確保できなくなる。

これらのことから、特段の事情がない限り、他の同様のリース契約と同様に、フレイチナンス・リース取引として捉え、統一的な会計処理を行うことが求められる。

局は、リース契約の事務処理に当たり、資産台帳への登録及び適切な会計処理を行うことが望まれる。

(水道局)

(表20) リース会社の判定に従いオペレーティング・リース取引で会計処理したリース契約

(単位：円)

項番	件名	履行期間	契約金額	契約相手方
1	営業用ルーター等の賃貸借契約	平成27.12.1 ～令和2.11.30	19,530,720	Z
2	人情情報システム及び給与会計事務システムのサーバ機器等賃貸借契約(長期28)	平成28.7.1 ～令和3.6.30	138,710,880	
3	多摩水道料金等ネットワークシステム端末等賃貸借契約	平成28.11.1 ～令和3.10.31	23,619,600	
4	サーバ及びパーソナルコンピュータ機器等賃貸借契約(30TAMA拠点用)	平成30.12.10 ～令和5.12.9	166,027,320	
5	研修・開発センター映像設備等の賃貸借	平29.1.1 ～令和3.12.31	24,222,240	
6	パーソナルコンピュータ機器等の賃貸借契約(30TAMA機器及びTSENET)	平成30.12.1 ～令和4.11.30	6,488,812	
7	真村山浄水場他15か所プリンタ等賃貸借契約(長期)	平成29.11.1 ～令和4.10.30	4,244,400	
8	プロッタの賃貸借契約(PLT長期MP29)	平成30.3.1 ～令和4.2.28	3,483,648	
9	人事給与事務・申請提出・受付システムのサーバ機器等の賃貸借契約(長期26)	平成26.6.1 ～令和元.5.31	605,232,000	
10	サーバ機器等長期賃貸借契約(水道マシニングシステム管理区監視機能拡大用)	平成27.12.1 ～令和2.11.30	10,193,040	
11	サーバ装置等の賃貸借契約(その1)	平成29.4.1 ～令和3.3.31	31,674,240	
12	水運用サーバ装置等賃貸借契約(その1)	平成29.4.1 ～令和3.3.31	221,304,960	
13	多摩お客さまセンター用端末等賃貸借契約	平成29.9.1 ～令和3.8.31	40,248,576	
14	パーソナルコンピュータ等の賃貸借契約(30SWAN及びVTSENET端末)	平成30.6.1 ～令和4.5.31	351,527,040	
15	水運用サーバ装置等賃貸借契約(その2)	平成30.4.1 ～令和4.3.31	595,797,120	
16	画像表示装置等賃貸借契約(その2)	平成30.4.1 ～令和5.3.31	49,507,200	
合 計			2,291,811,796	

下水道局

1 指摘事項

(局別重点監査事項)(支出)

(1) 公共水面への<sup>※</sup>糞雑物の流出防止について

東京都西部では、一部を除き、雨水と汚水を1系統の下水道管により流下する合流式により下水道施設が整備されている。合流式下水道では、降雨時には、晴天時に流れる汚水の3倍までの水量を水再生センターに集約(注1)するが、それ以上の量の雨水は、図1のとおり、分水人孔に設けられた越流堰を越えて直接河川等公共水面に放流される。この際、雨水だけでなく、オイルボール(注2)などの<sup>※</sup>糞雑物もまた<sup>※</sup>堰を越えて流出して汚濁負荷量を増大させることから、局は、図2のとおり、<sup>※</sup>糞雑物の流出抑制対策として、ガイドゥオール等の水面制御装置を分水人孔の越流堰に設置する事業を行っており、公共水面へ放流される分水人孔の流出抑制対策はおおむね完了している。

ところで、北部下水道事務所は、表1のとおり、「簡易合流改善施設その5-1実施設計」により17か所の分水人孔にガイドゥオールを設置するための工事を設計しているが、この設計に基づき起工・発注を行っていない。

そこで、この理由について見たところ、実施設計について、次のア及びイのとおり、適正でない点が認められた。

この結果、実施設計に係る契約金額のうち、表6のとおり、分水人孔測量など再利用可能な調査結果に係る業務費用を除いた1,887万3,737円が不経済支出となっている。

(注1) 合流式下水道において、汚水混じりの雨水を越流堰で遮り、水再生センターに送水する管(しや集管)に集めること。  
(注2) 下水道に流された廃油が砂や汚物と混ざって固まり、写真1のように、下水道管きよ内に付着したものが、大雨等の時に流されて、写真2のような形状で河川など公共水面に流出する。

(写真1) 下水道管きよ内の廃油

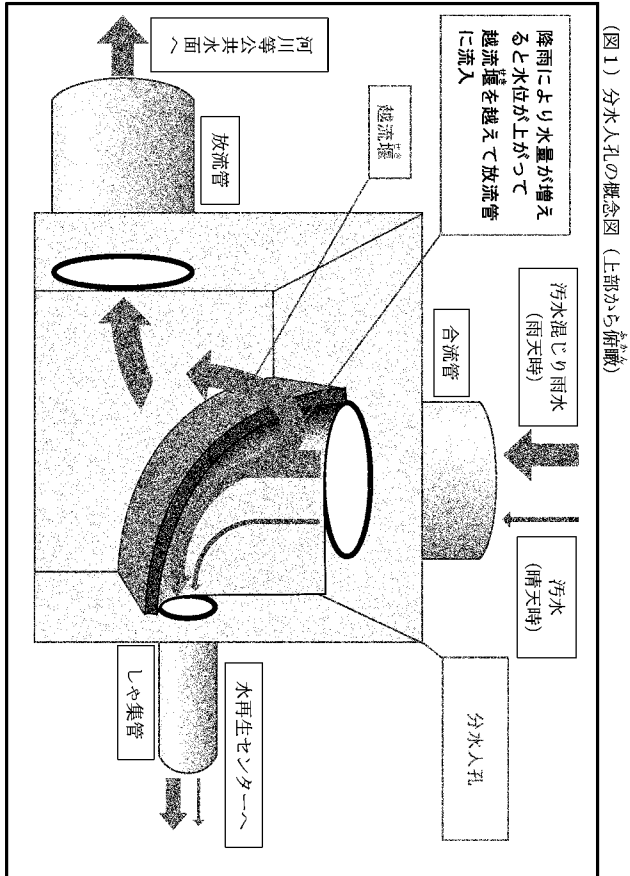


(写真2) 海岸に漂着したオイルボール

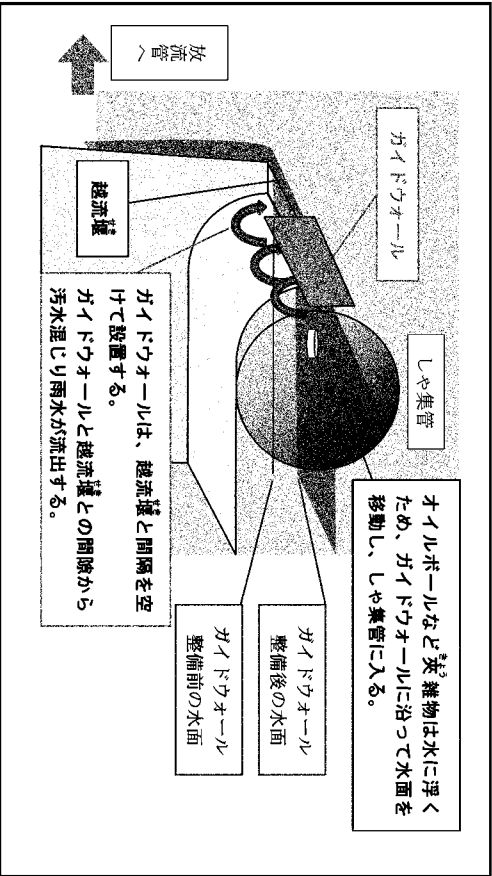


契約概要		契約金額	
契約件名	工期	25,380,000	
北部下水道事務所管内簡易合流改善施設その5-1実施設計	平成26.9.12 ~平成27.2.17		

(表1) 契約の概要



(図1) 分水人孔の概念図 (上部から俯瞰)



(図2) 水面制御装置の働き (オーバーフローの例)

ア 流出解析と実施設計を要する分水人孔であるかを適正に判断すべきもの

表2のNo.1からNo.5までの分水人孔について、この実施設計前における計画降雨(注)時の流量計算では、オーバーフロー等を設置すると分水人孔の上流部において水位の上昇による溢水の危険があるとされていたが、この実施設計において、地表面や側溝における雨水の挙動までを含めた流出解析により、溢水の危険について判定しなかつたところ、計画降雨時の溢水は発生しないと報告されている。

ところで、この実施設計時点でのオーバーフローは、図2のとおり、設置後には設置前より必ず水位が上昇する構造であり、設置により溢水が発生する可能性は必ず増大するものであるが、所は、流出解析では溢水は発生しない結果となったものの、オーバーフローの設置により水位が上昇すると溢水の可能性が増大することを考慮し、その危険性を慎重に判断したとして、オーバーフロー等の設置工事を起工・発注していない。

つまり、所は、この実施設計において行った流出解析の結果にかかわらず、起工・発注をしておらず、流出解析は行う必要がなかったと認められる。

また、分水人孔にオーバーフローを設置すれば、上流の水位が上昇するため、隣接する複数の分水人孔にオーバーフローを設置する場合には、施工による水位変動を考慮して同時に設計する必要がある。No.7及びNo.8の分水人孔は、図3のとおり、No.2に隣接しているため、No.2の施工をしない以上、No.7及びNo.8の分水人孔の設計を行う必要がなかったと認められる。

所は、簡易合流改善施設の実施設計の発注に当たり、流出解析または実施設計を要する人孔であるかを適正に判断されたい。

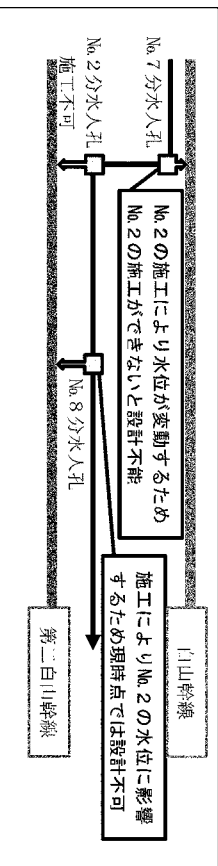
(下水道局)

(注) 降水量：時間当たり50mm、流出係数(雨水が下水道に流入する率)：80%

(表2) 分水人孔一覧

No.	人孔所在地	放流先幹線	起工・発注していない理由
1	台東区元浅草三丁目	—	計画降雨時における溢水について、流出解析により問題がないことを確認したが、設置により溢水の可能性が高くなるとして施工していない。
2	文京区本郷四丁目	白山幹線	なお、No.4人孔については、監査日(令和2年1月22日)現在、水位に影響しないよう、別途再設計を行い、発注済。
3	文京区小石川一丁目	千川幹線	図3のとおりNo.2と隣接しているため、No.2の施工可否に準じる。
4	文京区小日向二丁目	—	
5	文京区湯島三丁目	真島町幹線	
7	文京区本郷五丁目	第二白山幹線	
8	文京区本郷四丁目	白山幹線	

(図3) 分水人孔 (No.2、No.7、No.8) の位置関係



イ 前提条件を確認の上で実施設計を発注すべきもの

表3のNo.6の分水人孔については、簡易合流改善施設の実施設計に先行して、表4のとおり、同流域において再構築実施設計が第1基幹施設再構築事務所において行われている。再構築の内容は近隣にある地下街の浸水防止対策であり、パイパス管として主要枝線を整備してNo.6の分水人孔のある管の水量を減少させるものである。

また、表3のNo.9からNo.17までの9か所の分水人孔についても、簡易合流改善施設の実施設計に先行して、表5のとおり、千川増強幹線の調査設計が第1基幹施設再構築事務所において行われている。千川増強幹線は、図4のとおり、浸水被害を防止するために千川幹線及び第二千川幹線から雨水を受け入れるものであるから、千川幹線及び第二千川幹線の流量や水位を減少させることとなる。

北部下水道事務所が行った簡易合流改善施設の実施設計は、分水人孔の構造や水位によってパイプノール等水流制御装置の種類や設置位置を定めるものであるから、No.6及びNo.9からNo.17までの10か所の分水人孔については、設計の前提条件となる水位が変動する可能性があるから実施設計を発注すべきであるのに、所はこれを考慮しないまま発注しており、適正でない。この結果、10か所の分水人孔について、分水人孔測量など再設計時に再利用可能な調査結果を除き、実施設計の成果物が利用できないこととなっている。

所は、前提条件を確認の上、実施設計を発注されたい。

(下水道局)

(表3) 分水人孔一覧

No.	人孔所在地	放流先幹線	起工・発注していない理由
6	台東区上野四丁目	真鳥町幹線	上野地下街の浸水対策の目的で上流部に主要枝線が計画されている。主要枝線への分流により分水人孔の水位が下がるため、変動後の水位を確認し、再設計を行う。
9	豊島区西巣鴨一丁目	第二千川幹線	千川増強幹線を整備しており、竣工後に、図4のとおり取水することから、千川幹線及び第二千川幹線の流量及び水位が変動する見込みであり、変動後の水位を確認して再設計を行う。
10	豊島区北入塚三丁目	第二千川幹線	
11	豊島区東池袋二丁目	第二千川幹線	
12	豊島区南入塚二丁目	第二千川幹線	
13	豊島区南大塚二丁目	第二千川幹線	
14	文京区大塚四丁目	第二千川幹線	
15	文京区大塚四丁目	第二千川幹線	
16	文京区大塚二丁目	第二千川幹線	
17	文京区小石川五丁目	第二千川幹線	

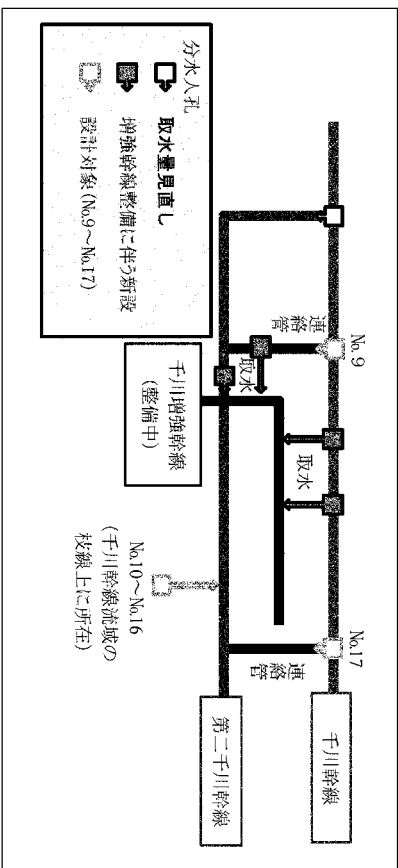
(表4) No.6の設計条件に影響する他工事の状況

契約件名	工期	所管事務所
台東区東上野三丁目、上野四丁目付近再構築実施設計	平成26.6.6～平成27.11.27	第1基幹施設再構築事務所

(表5) No.9からNo.17までの設計条件に影響する他工事の状況

契約件名	工期	所管事務所
文京区小石川一丁目、豊島区上池袋四丁目付近再構築その2調査設計	平成26.6.9～平成27.3.12	第1基幹施設再構築事務所

(図4) 千川増強幹線への取水



(表6) 不経済支出額の算定(監査事務局試算)

区分	現契約の内訳		再利用可能な成果物内容	不経済支出額	
	(A)	(B)		(A-B)	(A+B)
分水人孔調査	5,855,796	1,578,265	No.3の現場調査、No.6～No.17の入孔内測量	4,277,531	
水面制御装置設計	1,971,304	964,094	No.6～No.17の設計の基礎資料	1,007,210	
流出解析	2,075,923	0	—	2,075,923	
その他経費	6,547,055	1,674,663	打合せ費、安全費等	4,872,392	
一般管理費等	7,049,922	1,807,295	—	5,242,627	
計	23,500,000	6,024,318		17,475,682	
消費税相当額	1,880,000	481,945		1,398,055	
合計	25,380,000	6,506,263		18,873,737	

(単位：円)